にのだん社会保険労務士事務所便の一たすき(襷)ー

令和 2 (2020) 年 10 月号 (No.11)



発行:にのだん社会保険労務士事務所

社会保険労務士 二之段 直哉 (にのだん なおや) 〒642-0014 和歌山県海南市小野田 387-3

TEL&FAX: 073-487-5578

携帯: 090-6329-0847

メールアドレス: 2ninodan@iris.eonet.ne.jp

★質問ございましたらお気軽にお問合わせください

ホームページにのだん社労士で検索ください



趣味のランニングをしながら感じたこと

9月の残暑からようやく気温が下がり始め、だいぶ過ごしやすい季節がやってきました。同時に1日の寒暖差が激しい季節でもあり、体調を崩しやすいリスクがありますので、服装等を工夫しながら温度管理に注意していただければと感じます。

私は事務所だよりの名称に「たすき」という言葉をいれるぐらい走ることを趣味にしています。息子も学校の駅伝部や週1日のランニング教室に通っていることもあり、親子で楽しく切磋琢磨させていただいています。今年はコロナウイルス感染症や猛暑・酷暑の影響もあり、ランニングにも影響がありました。春前に参加予定であったランニング大会が中止になったり、走る時にマスクをしなければならないのか?間隔をあけて走らないといけないのか?など趣味のランニングに対しても常に予防対策を頭に置かなければならない状況が続いています。

日頃の生活においても予防の意識がいつも 以上に高いこともあり、幸いにも風邪で体調を 崩すことが全くと言っていいほどなく、おかげ さまで病院に行くこともほとんどない状態が 続いています。

社会保険診療報酬支払基金の統計月報によると、直近の令和2年6月分の診療報酬は前年同月比(件数86.4%、金額96.1%)令和2

年5月分では前年同月比(件数75.8%、金額 87.6%) と大幅な減少となっており、コロナウ イルス感染を恐れて病院に行かないだけでは なく、衛生面の向上により他感染症罹患(りか ん)の減少も含め、様々な要因が重なっている のかもしれません。病院の経営からすれば非常 に厳しい反面、医療費が削減されることは一時 的かもしれませんが、健康保険料率の上昇に歯 止めがかかる可能性も考えられます。私は社会 保険労務士事務所を開業する前に健康保険組 合で勤務していましたが、健康保険組合が支出 しなければならない主要なものとして、毎月変 動する医療費のほか、出産育児一時金や傷病手 当金、年度始まりの前に決定する各種納付金も 非常に大きな負担割合となっていました。保険 料率はそのような負担を補うだけの保険料収 入を確保する必要があり、今後の保険料率が上 がるか下がるかは被保険者や被扶養者全ての 医療費、そして高齢者の医療費から算出される 前期高齢者納付金や後期高齢者支援金の上昇 を抑えることと非常に関連性があります。ただ し経験上言えるのは、単に病院に行くなという のではなく、日頃からの健康管理、特定健診や 人間ドックなどの疾病予防が重要であり、私が 趣味とするランニングも少なからず健康管 理・重症化予防の一因になっているのではない かと感じます。

10月より最低賃金が改定されます

和歌山県の最低賃金は令和2年10月1日 から時間額が831円に変更されます。(日給 の方については 1日の所定労働時間が8時間 の場合 831 円×8 時間=6,648 円以上)

最低賃金とは、最低賃金法に基づいて都道府 県ごとに決定されたもので、雇用形態や呼称、 国籍に係らず、すべての労働者が対象となりま す。たとえ労働者の同意があったとしても、使 用者は、この最低賃金より低い賃金で労働者を 使用することはできません。

最低賃金を下回る賃金額で契約した場合は 最低賃金額で契約したものとみなされます。

では仕事に対しての賃金はどのような基準 で決定すれば良いのか?そしてどのような賃 金を求人情報に掲載すればより多くの人材が 集まるのか?

まず賃金の決定については、働き方改革関連 法の同一労働同一賃金の観点から単なる雇用 形態の違いだけを理由に同じ仕事内容、同じ責 任度合にも関わらず、正社員だから、アルバイ トだからなどを理由に賃金に差をつけること は今後避けなければいけません。そして差をつ けるならば、その理由を客観的に示せるように しなければなりません。事業所の基準で明確な 賃金決定をするためにも、就業規則や賃金規定 の現状確認、そして新たな整備や見直し等が

必要となるかしれません。

そして求人情報を掲載する場合の賃金につ いては、最低賃金なら応募は来ない。高収入な ら応募がたくさん来るとは限りません。なぜな ら最低賃金であっても、賃金に相当する仕事内 容を明確に伝えていること。賃金ばかりが重要 ではなく、やる気や楽しさが伝わる職場である キャッチコピーが掲載されれば応募者がたく さん来る可能性があります。一方で高収入であ っても曖昧な仕事内容を掲載したり、賃金が高 額であるにも関わらず誰でもできる、超簡単な どのキャッチコピーが掲載されていれば先入 観や警戒心から応募者が全く来ない可能性も あります。求人募集の際、求職者に賃金の価値 がより直感的に伝わるよう詳細な仕事内容や 勤務時間、休日、福利厚生などの掲載と誇張し すぎないキャッチコピーなどの掲載バランス がより多くの応募者、そして有望な人材の獲得 につながるのかもしれません。少し前なら仕事 がきつい、休みが少ない、拘束時間が長くても 高収入であれば人材が集まった時代があった かもしれませんが、労働力人口不足の現在では 柔軟な働き方を認めてくれる、残業時間が少な い、休みがしっかり取れる、それならば高収入 は求めない、賃金は安くても構わないという考 え方も求職者にはあるかもしれません。

求人情報掲示板「わかやまわーく」をご利用ください

にのだん社会保険労務士事務所では PC やスマホで検索する求人情報掲示板「わかやまわーく」を 運営しております。認知されたサイトではないので、急を要する求人募集には不向きですが、中長 期的に人材採用を考えられている場合、わかやまわーくの充実した求人情報欄を活用していただき、 納得のいく人材採用につなげていただければと思います。現在、お試しの掲載価格プランとして 料金無料で対応しております。

※追加料金は一切不要・原稿のやり取りはメールのみ対応とさせていただきます。 「わかやまわーく」ぜひともご利用ください

ホームページ: https://wakayamawork.work わかやまわーくで検索ください